

福祉関係団体 助成金 交付のてびき

(令和2年度版)

この助成金は、高島市民の皆様にご協力頂いた共同募金が財源です。



【お問い合わせ先】

高島市共同募金委員会

事務局 社会福祉法人高島市社会福祉協議会内
高島市新旭町北畑 45 番地 1 新旭総合福祉センターやすらぎ荘
☎ 0740-25-5730 FAX 0740-25-5177

【お近くの社協窓口はこちら】

地域	施設名	住所	電話
マキノ	はあとふるマキノ	マキノ町新保 1095 番地	27-1700
今津	えがお屋本舗上弘部店	今津町上弘部 438-2	28-7525
今津	デイサービスセンターしふくの杜	今津町桂 830 番地 1	22-8211
朽木	はあとふる朽木	朽木市場 593 番地 1	38-8000
	寄り合い処「くつつき」(金曜のみ)	朽木市場 324 番地	—
安曇川	安曇川デイサービスセンター	安曇川町田中 555 番地	32-2133
高島	高島総合健康福祉センター	勝野 680 番地	36-8222
新旭	新旭総合福祉センター やすらぎ荘	新旭町北畑 45 番地 1	25-5730



共同募金助成金 交付のてびき 【福祉関係団体助成金】

目次

◆福祉関係団体助成金

1. 助成の目的	2
2. 助成対象の団体	2
3. 助成の対象となる活動（事業）	2
4. 助成の額	3
5. 新型コロナウイルス感染対策について	3
6. 実績報告	3
7. 助成金財源の明示	4
8. 助成金の返金・活動（事業）計画の変更	4
9. 共同募金運動への参加	4
10. 助成金交付の流れ	5

◆申請書等の記入例

申請書（様式1）	6～8
請求書（様式2）	9
実績報告書（様式3）	10～13

◆付録

.....	14
-------	----

●高島市でご協力いただいた赤い羽根共同募金は、

約70%は、高島市内の福祉活動に

約27%は、滋賀県内の広域的な福祉活動に

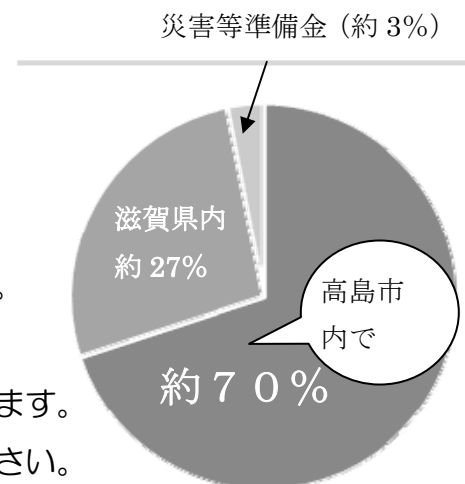
約3%は、万が一の災害に備えています。

●高島市の約70%は、市内のボランティアグループや福祉関係団体へ助成金として交付し、活動を応援しています。

また、多くの人たちと協議して策定した住民のための

「高島市地域福祉推進計画」に基づいた活動にも使われています。

詳しくは、高島市共同募金委員会事務局までお問い合わせ下さい。



福祉関係団体助成金の交付について

1. 助成の目的

高島市共同募金委員会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進を目的に活動する高島市内の福祉関係団体に対して、福祉活動がより充実したものとなるよう助成金を交付します。



2. 助成対象の団体

高島市内の福祉関係団体

3. 助成の対象となる活動（事業）

①市内で福祉関係団体がおこなう4つの活動（事業）

- ・高齢者福祉に関する活動（事業）
- ・障がい児者福祉に関する活動（事業）
- ・児童、青少年に関する活動（事業）
- ・地域福祉に関する活動（事業）

②令和2年4月1日から令和3年3月31日の間の活動が対象です。

③例えば、休学中の子どもたちの学習の機会を増やす事業、新しい生活様式（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや「3密（密集、密接、密閉を避ける等）」を視野に入れた防災訓練やつながりを絶やさないための事業（新型コロナウイルス感染防止の中で「今できる」事業）などは、優先的に助成します。

④グループメンバーのみを対象とした慰労会や忘年会は助成対象外です。



4. 助成の額

定額で、1団体あたり上限3万円（1千円未満は切捨て）。

※団体の運営に対する助成ではありませんので、運営費は助成できません。

助成対象となる経費 (活動に直接使う費用)	助成対象とならない経費
活動(事業)の実施に直接必要な経費 (講師謝礼、講師旅費、食糧費(材料費に限る)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、新型コロナウイルス感染予防にかかる経費(消毒液など)、その他会長が認める経費)	団体運営費 (事務所家賃、光熱水費、人件費等) 事務機器備品(パソコン、プリンター、プロジェクター、デジタルカメラなど)、食材料以外の飲食費

★慰労会や忘年会、会議のお茶菓子等の飲食代は助成対象外ですのでご注意ください。

★共同募金は住民の皆様からの善意の募金であり、寄付者の意向に合わない内容や、誤解を招く内容への使用は認めていません。

5. 新型コロナウイルス感染対策について

- ①新型コロナウイルス対策については、厚生労働省や滋賀県、高島市からの最新の情報を参考に感染拡大防止に十分配慮して活動してください。
- ②マスクを着用したままの活動では、熱中症予防に十分配慮してください。
- ③新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由として、やむを得ず事業の開催ができない場合の助成金の取り扱いは次のとおりです。
 - 事業の開催に向けて事前に準備した費用は、助成対象とします。
 - 事業当日までにキャンセルができる費用(実績報告書に領収書の添付ができないもの)は、返金していただきます。

6. 実績報告

- ①実績報告期限の令和3年3月15日(月)、もしくは事業が終了した時のいずれか早い方で提出してください。(3月15日時点で事業が終了していない場合は事務局までご連絡ください。)
- ②提出時には、活動がわかる写真と領収書の添付が必要です。
- ③実績報告書等は、社協のホームページよりダウンロードできます。

7. 助成金財源の明示

- ①事業の実施にあたっては、共同募金を財源にした活動（事業）であることが広く周知されるように案内チラシ等に明示してください。
- ②共同募金のマーク(14ページ)を付録として本てびきに添付しています。ご活用ください。

8. 助成金の返金・活動（事業）計画の変更

- ①何らかの理由で活動（事業）が実施できない場合（3ページ「5. 新型コロナウイルス感染対策について」でもご確認ください。）
 - ②計画していた活動（事業）を変更し、助成金の返金が生じる場合
 - ③助成金の使途が大幅に変わる場合（不明な点は事務局に相談ください）
- ※①②③が発生する場合は、高島市共同募金委員会事務局までご連絡ください。

9. 共同募金運動への参加

赤い羽根共同募金運動にご理解をいただき、共同募金運動に積極的にご参加ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の点から、令和2年度の共同募金運動については、状況を見極めながら参加のお知らせをいたします。

新型コロナウイルスの影響の中でも、つながりを絶やさない工夫ができると良いですね。

Q：どんな活動を申請すればいいの？

A：住民の皆さまには、「たかしまの町を良くしたい。」「たかしまの町が良くなってほしい。」という気持ちを込めて共同募金にご協力いただいています。そんな気持ちのこもった共同募金を財源にしておこなう活動（事業）です。「赤い羽根共同募金に是非、応援してほしい」という内容を、皆さん（グループ、団体）で協議して申請してください。

具体的には地域の課題解決（例えば、見守り活動や生活支援、障がい者の社会参加・交流事業、子育て支援など）に取り組む活動（事業）ですが、不明な点は遠慮なく、ご相談ください。

10. 助成金交付の流れ

6月下旬 助成金交付の手引き、申請書等の配布

- 交付のてびき、申請書、請求書、実績報告書用紙については、社会福祉協議会ホームページよりダウンロードできるほか、お近くの社協窓口（本てびきの表紙参照）でも準備しております。



～7月17日 申請書(様式1)・請求書(様式2)の提出

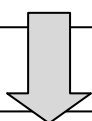
- 提出期限7月17日（金）
- 高島市共同募金委員会事務局もしくは、社協窓口へご提出下さい。



8月初旬 高島市共同募金委員会 審査委員会の開催

- 申請内容を審査します。
- 不明な点などがありましたら伺うことがあります。
- 審査の結果、助成交付できないことがあります。

審査委員会とは、住民の声を公正に代表する者で構成され共同募金の助成の審査を行う機関です。

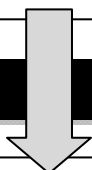


助成金交付決定通知の発送、助成金の振込

- 交付決定額と振込額をご確認下さい。振込日は8月20日(予定)です。

活動(事業)の実施・終了

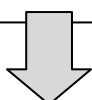
助成金の返金を伴う活動計画の変更の際は、事務局へ必ず連絡して下さい。



助成対象の活動終了後、助成金実績報告書(様式3)の提出

(添付：活動の案内チラシ、活動の写真等)

- 提出期限 令和3年3月15日（月）（厳守）
- 高島市共同募金委員会事務局もしくは、社協窓口へご提出下さい。



～4月 実績報告書内容の審査ならびに確定通知の発送

- 高島市共募事務局から確定通知を送付します。
- 審査の結果、助成金をご返金いただくことがあります。

令和2年6月28日

令和2年度高島市共同募金委員会

福祉関係団体助成事業申請書①

★この申請書①②は、そのままコピーして審査委員会での審査資料となります。

申請者	住所	〒520-1121 高島市勝野 1234	
	団体名	(ふりがな) たかしましこうせいほごじょせいかいまるまるしづ 高島市更生保護女性会〇〇支部	
	代表者	(役職) 会長 (氏名 ふりがな) 〇 〇 〇 〇 印	
	電話	090-1234-5678 (日中に連絡が取れる番号)	
申請者以外に連絡を希望される場合のみ、ご記入ください。	連絡先〒	電 話	
	氏 名	携帯電話	

1. 団体の概要

団体の目的	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動をおこなうとともに、青少年の健全育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする。	
主な活動内容	地域の公民館、学校等に地域住民の参加を求めて、地域の実情に即した問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動に取り組んでいる。	メンバーの数 20名

2. 助成金をうけて行う活動（事業）について

助成金の使途	※具体的にご記入ください。 ミニ集会のチラシ作成・会場賃借料と、学童保育所での食育活動のための食材費
活動の目的	地域の中での孤立化、犯罪や非行を生まない地域をつくるために、地域の人ひとりが考え、参加するきっかけづくりの場としてミニ集会を開催する。また、食育を通して青少年の健全育成の一助となることを目的とする。
活動内容	※対象者を明記のうえ、事業内容を簡潔にまとめてご記入ください。 ①ミニ集会 〇〇地域内の3地区（区・自治会）で、△△を対象に呼びかけてミニ集会を開催し、青少年を取りまく地域の実態や課題（いじめ、スマホ、不登校、ひきこもり等）を知り、地域住民としてできることを一緒に考える機会とする。 ②学童保育所での食育活動 心身共に健康であることが犯罪や非行に走らない基本となる。児童・保護者と一緒に食事を作ることで、学童期からの食事習慣やバランスの良い食事が心身の健康に大きく影響することを伝える。

福祉関係団体助成事業申請書②

3. 期待できる効果と今後の展望について

①ミニ集会

- ・更生保護女性会の活動を理解していただき、協力者を増やす機会とする。
- ・青少年を取り巻く地域環境や課題を共有し、地域全体で青少年の健全育成を進める土壌を育てる。

②学童保育所での食育活動

- ・食は心身の健全な成長に欠かせないものであることを、成長期の子供と一緒に調理し、しっかり毎日三食バランス良く食べることの大切さを伝える。
- ・青少年の健全育成の一助となることを期待して実施する。

4. 審査委員会にアピールしたい点

ミニ集会を開くことで、誰もが声をかけあう明るい地域社会を目指しています。また食育活動は、児童だけでなく、親世代も巻き込むことで、広い世代にむけた開かれた活動としています。

5. 活動（事業）予算書 ※助成対象の事業に係る経費のみをご記入ください。

収入		支出		
助成を受ける活動の収入内訳（円）		活動（事業）費支出明細		
		支出科目	金額（円）	積算内訳
共同募金助成金① (30,000円上限)	22,000	消耗品費	2,000	ミニ集会チラシ作成用紙代等
参加費	6,000 (ミニ集会参加費 100円×20人× 3回)	通信運搬費	5,000	集会案内発送切手代
		賃借料	9,000	会場代@3,000×3回
		食糧費	12,000	学童保育所での食育活動 材料費（カレー60食分）
		同額になります。		
合計（円）	28,000円	合計（円）	28,000円	

※構成員名簿を申請書に添付してください。

構 成 員 名 簿（既存の名簿を添付していただいても結構です）			
1	高島ふくこ	16	〇〇〇〇
2	高島ふくた	17	〇〇〇〇
3	高島 フク	18	〇〇〇〇
4	〇〇〇〇	19	〇〇〇〇
5	〇〇〇〇	20	〇〇〇〇
6	〇〇〇〇	21	
7	〇〇〇〇	22	
8	〇〇〇〇	23	
9	〇〇〇〇	24	
10	〇〇〇〇	25	
11	〇〇〇〇	26	
12	〇〇〇〇	27	
13	〇〇〇〇	28	
14	〇〇〇〇	29	
15	〇〇〇〇	30	

※30名を超える場合は、別紙（様式問わず）にてご報告下さい。

令和2年8月11日

令和2年度高島市共同募金委員会
福祉関係団体助成金請求書

助成金の請求は、審査会の審査終了後となるため、この日付で提出ください。審査が通らなかった場合は無効となりますのでご了承ください。

申請者	住所	〒520-1121 高島市勝野 1234	
	団体名	(ふりがな) たかしましこうせいほごじょせいかいまるま 高島市更生保護女性会〇〇支部	
	代表者	(役職) 会長 〇 〇 〇 〇	(氏名 ふりがな) 〇 〇 〇 〇 印
	電話	090-1234-5678 (日中に連絡が取れる番号)	
申請者以外に連絡を希望される場合のみ、ご記入ください。	連絡先〒	電 話	
	氏 名	携帯電話	

下記のとおり福祉関係団体助成金を請求します。

助成金請求金額	22,000 円 (5. 予算書の収入欄①と同額)
---------	---------------------------

振込口座 (個人の口座には振込できません。団体で開設した口座を指定下さい。)

金融機関名 △ △ 銀行 農協	支店名 □ □ 支店	種類種別 (普通 当座)
口座番号 012345	口座名義 【フリガナ】タカシマシコウセイホゴジョセイカイマルマルシブ 高島市更生保護女性会〇〇支部	

※指定金融機関がゆうちょ銀行の場合は、金融機関から振込をする場合の支店名・口座番号をご記入下さい。

※口座名義等の間違いが無いよう、また、必ずフリガナもご記入下さい。

※口座確認のため、通帳見開きページのコピーを別紙にて添付下さい。(口座名義がカタカナで印字されているもの)

令和3年 3月15日

令和2年度高島市共同募金委員会
福祉関係団体助成事業実績報告書

報告者	住 所	〒520-1121 高島市勝野 1234	
	団体名	(ふりがな) たかしましこうせいほごじょせいかいまるまるしび 高島市更生保護女性会〇〇支部	
	代表者	(役職) 会長 〇 〇 〇 〇	(氏名 ふりがな) 印
	電 話	090-1234-5678 (日中に連絡が取れる番号)	
報告者以外に連絡を希望される場合のみ、ご記入ください。	連絡先〒	電 話	
	氏 名	携帯電話	

事 業 名	ミニ集会と学童での食育活動		
助成決定額①	<div style="text-align: right;">22,000 円</div> 助成金額をご記入下さい。		
精算額②	<div style="text-align: right;">22,000 円</div> 助成金額の内、支出した額。		
差 額	① — ② <div style="text-align: right;">0 円</div> 差額が生じた場合は返金になります。		

【添付書類】

- 事業報告書
- 会計報告書
- 領収書 (コピー可)
- 活動がわかる写真・広報物等

※ 提出期限 令和3年3月15日(月)

(3月15日時点で事業が終了していない場合は事務局までご連絡ください。)

1. 助成を受けて実施した活動の内容

事業の内容とその実施方法につき実施の体制も含めて簡潔に記入してください。

※実施日、実施回数、参加者数など、実施された事業の内容がわかるようにご記入ください。

① ミニ集会活動

毎月4ヶ月に1回開催

- ① ○月○日 会員紹介、○○研修 講師○○氏、参加者26名
- ② ○月○日 青少年をとりまく地域課題についての勉強会1 参加者30名
- ③ ○月○日 青少年をとりまく地域課題についての勉強会2 参加者28名

③ 学童保育所と食育活動

5月○日 準備会議 役員4名、学童保育関係者3名

7月○日 最終打合せ 役員3名、会員8名、学童保育関係者5名

8月○日 「しっかり知って、みんなで食べる会」

参加者43名（小学生およびその保護者）

役員5名、会員15名、会員22名、学童関係者5名

保健師2名、社会福祉協議会2名

9月○日（来年度へ向けた）意見交換会

役員5名、会員25名、学童関係者3名

2. 活動（事業）の成果

※この活動を通じて、得られた成果や感じたことをお書きください。

- ・子どものことについて話し合う場が地域で持てたことで、一人の困りごとを皆の問題として共有することができた。
- ・助成を受けることで、参加者の輪を広げた活動が実施できた。
特に学童保育所での食育活動では、保護者と子どもたちの理解が進められたと感じている。

3. 活動（事業）の課題（今後の課題）

- ・活動への理解を深め、活動に対して広く協力を得られるよう、事業の継続性が図れるよう実施していく。

会計報告書

収入		支出		
助成を受ける活動の収入内訳 (円)		活動 (事業) 費支出明細		
		支出科目	金額 (円)	積算内訳
①共同募金助成金 (30,000 円上限)	22,000	消耗品費	5,550	ミニ集会チラシ作成用紙代等
参加費	9,400 (食育活動 100 円 ×94 人)	賃借料	6,000	会場代
会費より	350	通信運搬費	4,100	集会チラシ発送 (82 円× 50 人)
		食糧費	16,100	学童保育所での食育活動 (カレー94 食分)
合計 (円)	31,750 円	合計 (円)	31,750 円	合計 (円)

同額になります。

※収入と支出の合計は、同額となるようにしてください。

※支出にかかる領収書のコピーを提出してください。

領収書（コピー可）貼付用紙（領収書をここに貼ってください。）

貼 付 欄

付 録

※コピーをして切り取っていただき、チラシ等広報物に表示してください。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



きりとり線



きりとり線



きりとり線

この活動のために受けた助成金は、皆様にご協力いただいた共同募金が財源です。



きりとり線